

役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人美咲会（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事、監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(報酬)

第3条 継続かつ定期的に就業する役員の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、別表1に定める基準額を理事会にて決定し、各人に支給する。別途賞与の支給は行わない。

2 前項に該当しない役員及び評議員等が理事会、評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

3 翌年度の報酬額は、年度末に開催される理事会において、法人の業績と当該役員の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

4 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項及び第2項は適用しない。ただし職員給与に加え役員兼任手当として別表3とおおり支給する。

(報酬の支払方法)

第4条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

(1) 第3条1項の役員については、毎月1日に起算し、当月末日に締めきり、翌月15日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

(2) 第3条2項の役員及び評議員等については、その都度金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(費用弁償)

第5条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その使途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員等が、法人業務のため出張する場合は、別表4により旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(改正)

第7条 この規程の改正は、理事会の議決及び評議員会の承認を得なければならない。

附則

平成21年2月1日制定「役員等日当規程」は平成29年3月31日廃止する。

この規程は平成29年4月1日より施行する。

別表 1

役員報酬表号俸	支給基準額 (月額)	役員報酬表号俸	支給基準額 (月額)
1号俸	50,000円	11号俸	550,000円
2号俸	100,000円	12号俸	600,000円
3号俸	150,000円	13号俸	650,000円
4号俸	200,000円	14号俸	700,000円
5号俸	250,000円	15号俸	750,000円
6号俸	300,000円	16号俸	800,000円
7号俸	350,000円	17号俸	850,000円
8号俸	400,000円	18号俸	900,000円
9号俸	450,000円	19号俸	950,000円
10号俸	500,000円	20号俸	1,000,000円

別表 2

	報酬 (日額)		費用弁償
	(1) 理事、監事	4時間以内	
	4時間以上	20,000円	
(2) 評議員	4時間以内	10,000円	
	4時間以上	20,000円	
(3) 評議員選任・解任委員	4時間以内	10,000円	
	4時間以上	20,000円	
(4) 第三者委員	4時間以内	5,000円	
	4時間以上	10,000円	

別表 3

	支給額 (月額)
役員兼任手当	20,000円

別表 4

旅費	宿泊費	その他
実費	12,000円	実費